

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和4年度旧苗穂はるにれ児童会館清掃業務
発 注 課	子ども未来局 子ども育成部 子ども企画課
選 定 事 業 者	株式会社 東伸ビル管理
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>1 背景</p> <p>令和2年9月30日まで「旧苗穂はるにれ児童会館」（以降「児童会館」と呼ぶ。）の清掃については、中）市民部において、児童会館と併設されている「苗穂まちづくりセンター」及び「苗穂地区会館」（以降「まちセン等」と呼ぶ）と合わせ、長期継続契約により清掃を実施してきた。</p> <p>令和2年10月1日からの委託契約（長期継続契約）においては、児童会館が令和3年度内に移転閉館を予定していたことから、児童会館部分が当該契約の対象から外されることとなった。</p> <p>しかし、結果として児童会館での一部事業継続が決まったことにより、清掃はこれまでどおり実施する必要が生じた。</p> <p>そのため、同一建物内の清掃であることから、中）市民部での委託契約締結者に、当部が特定随意契約により、これまで業務を上乗せして発注している状況となっている。</p> <p>2 具体的事由</p> <p>当該施設への清掃にあたっては、清掃員控室や清掃用具庫など、清掃にあたり必要な設備がまちセン等のみ設置されていること、また、明確に分けることができない施設間の共用部分についても面積案分によりそれぞれの所管課が発注していることから、当該業務は中）市民部による委託契約と密接に関連する付帯業務であり、当該業務における契約の性質が競争入札に適さないため。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第91条）第1項（ウ）
決 定 日	令和4年2月10日